京都・新自転車計画に基づく各種調査分析・審議会運営等補助業務の受託候補者選定に係る募集要項

■ 応募書類の提出期限

平成30年5月11日(金)午後5時まで

※ 応募書類は郵送または御持参ください。(郵送の場合も,上記提出期限必着です。封筒に「京都・新自転車計画に基づく各種調査分析・審議会運営等補助業務に係る提案書類在中」と朱書きのうえ御提出ください。)

■ 問合せ先及び書類提出先

京都市建設局自転車政策推進室(担当:山口,芝)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL: 075-222-3565 FAX: 075-213-0017

※ 応募書類等は京都市のホームページ (京都市情報館) からダウンロードしていただけます。 ホームページアドレス: http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000235779.html

京都・新自転車計画に基づく各種調査分析・審議会運営等補助業務の受託候補者の公募について

京都・新自転車計画に基づく各種調査分析・審議会運営等補助業務の受託候補者の選定に当たり,公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので,次のとおり提案を募集します。

1 委託業務の目的

本市では、平成27年3月に策定した「京都・新自転車計画」(以下、「自転車計画」という。)に基づき、総合的な自転車政策を推進しており、自転車走行環境やルール・マナーなどの5つの項目について、自転車の「みえる化」に向けた施策を推進しています。

平成30年度は、自転車利用実態等に係る調査や自転車走行環境整備の効果検証調査、京都市内で発生した自転車関連事故テータ等を分析し、今後の走行環境整備や自転車安全教育等の各種施策への活用方策を検討するとともに、引き続き、自転車利用実態等の調査や、自転車安全教室のアンケート結果の取りまとめ・分析、ルール・マナーに関する周知啓発ツールの作成等を行うこととしています。

また、各種施策について、幅広い議論を行うことを目的に、平成27年12月に設置された京都市自転車政策審議会(以下、「審議会」という。)において、今年度も継続的に審議する予定です。

本委託業務は、データ分析、活用方策の検討業務、自転車利用実態等に係る調査、自転車 安全教室のアンケート結果の取りまとめ・分析、ルール・マナーに関する周知啓発ツールの 作成、審議会運営の補助業務です。

2 事業概要

(1)業務委託名

京都・新自転車計画に基づく各種調査分析・審議会運営等補助業務

(2) 履行期限

契約日の翌日から平成31年3月15日(金)まで

(3)業務内容

別紙仕様書のとおり

3 契約上限額

9,100千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4 応募資格に関する事項

(1) 応募者の資格

応募できる者は、法人その他の団体で、当該事業を実施するうえで、人的かつ財産的な整備・管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有するものとします。

なお、複数の法人等が構成するグループで応募する際には、全ての構成員が応募の資格を 有する必要があります。また、グループの代表となる法人等を定め、本市への質疑や書類の 提出等は当該代表法人が行ってください。

- ア 本市の競争入札参加有資格者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる 資格を有する者。
- イ 応募者の公募開始日から開催結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱 第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- ウ 代表者,役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され,又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- エ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- オ 団体又はその代表者が、事業者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機 関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- カ 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者ではないこと。
- キ 平成25年度以降に以下の委託業務を国又は地方公共団体から元請け受注した実績があること。
 - (ア) 自転車政策に関する総合的な計画の策定業務
 - (イ) 自転車の安全利用等に関するアンケート調査
 - ※上記キの委託業務実績を証し得る契約書等(仕様書含む)の写しを提出すること。

(2) 失格事項

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外します。

- ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合
- ウ その他不正行為があったと認められる場合

5 応募方法

(1) 応募スケジュール

提案においては、以下の書類を期日までに提出するものとします。

【平成30年4月25日(水)公告】

ア 質問期限(平成30年5月2日(水)午後5時まで)

イ 誓約書

ウ 企画提案書

エー見積書

才 業務実績一覧表

提出期日:平成30年5月11日(金)午後5時まで。

郵送の場合は必着。

カ プレゼンテーション審査 (日時,場所については別途連絡します。)

※ イ~オについては、正本1部、コピー6部の合計7部を提出すること。提出書類は、理 由の如何に関わらず返却しません。

(2) 提出資料

ア 誓約書〔様式1〕

イ 企画提案書〔様式2〕

- ※ 様式2に加え,別紙仕様書を踏まえた企画提案の内容,業務の実施体制(要員(責任者)の業務経験,資格含む)について記載した書類を添付すること。(添付する書類の様式は任意。原則,A4縦長横書き両面とするが,図表等については,A3も可とする。)
- ※ 提案内容は、専門知識を有していない者でも理解できるよう分かりやすい内容とする こと。
- ウ 業務実績一覧表〔様式3〕
 - ※ 4 (1) キの委託業務実績を証し得る契約書等(仕様書を含む)の写しを添付 する こと。
- エ 見積書
 - ※ 正本1部を作成し、企画提案書には写しを添付すること。

(3) 提出先

T604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市建設局自転車政策推進室 担当 山口,芝 TEL 075-222-3565 FAX 075-213-0017

電子メール jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp

(4) 仕様書, 企画提案書等に関する質問期限及び回答

本要項及び仕様書に示されていない項目に対する質問等,提案内容に関する問合せについては,質問票〔様式4〕に記入のうえ,(3)の提出先にファックス又は電子メールで問い合わせください。なお,電話での質問には応じません。

また,他のプロポーザル応募者に関する質問など提案内容に関する事項以外の問合せには 応じません。

ア 質問期限

- 「(1)応募スケジュール」で記載する期日まで
- ※ 質問期限以降の質問は、一切受け付けません。

イ 回答日

(1) 応募スケジュールに記載する期日まで

ウ 回答方法

回答は、平成30年5月8日(火)を目途に、京都市ホームページにおいて公開します。 http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000235779.html

(5) 応募に関する留意事項

ア 応募書類の取扱い

- (ア) 応募者の提案は1件に限ります。
- (イ) 応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。
- (ウ) 京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を 除き、公開することがあります。
- (エ) 提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。
- (オ) 本市が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがあります。
- (カ) 本市が必要と認める場合, 応募書類等の提出後に, 応募者に対してヒアリングを実施することがあります。
- (キ) 質問に対する本市の回答の内容を了承したうえで応募してください。

イ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

ウ 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属します。

ただし、本市は、事業者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用することができるものとします。また、事業計画等の応募書類の内容及び事業者の選定結果を公表する場合があり、応募者はこれに対して異議を申し立てることができません。

エ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を掲示したりすることを禁じます。

6 選定方法

(1) 選定委員会の開催 (プレゼンテーション審査)

提出された企画提案書の内容について、ヒアリング審査を実施し、最も優秀な提案を選定 します。プレゼンテーションは、提出いただいた書類をもとに行っていただきます(追加資料は認めません)。

日時、場所については別途連絡します。(平成30年5月22日(火)開催予定)

※ なお、応募多数の場合は、企画提案書による一次審査(書面審査)を行い、優秀と認められる上位5者を選定してプレゼンテーションを実施します。

(2) 選定委員会

以下の委員で構成される選定委員会が、審査基準に基づき、提案を選定します。

- 建設局自転車政策推進室長
- ·建設局自転車政策推進室自転車企画課長
- · 建設局自転車政策推進室総合計画推進課長
- 建設局建設企画部建設総務課長
- ·建設局自転車政策推進室調整係長

(3)審査基準

別紙契約候補事業者選定基準のとおり

(4) 受託候補者決定

選定委員会委員が、審査基準の各項目について、配点表に基づき採点を行い、その合計点 が最も高い評価を得た応募者を受託候補者として選定します。

なお、評価が同等の場合は、見積金額が最も低い応募者を選定します。見積金額が同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定します。ただし、審査の結果、応募者のいずれも採用しないことがあります。

なお、受託候補者が1者の場合は、採点の結果、審査員の平均点が、100点満点の7割を超える場合は、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できると総合的に判断し選定することとします。

また,受託候補者が本市の示す「プロポーザル参加資格」を満たしていない場合や,上限 価格を超過している場合については受託候補者としません。

(5) 審査結果通知

審査結果について、審査終了後、応募者全員に対して、書面によって速やかに通知します。 なお、通知内容に疑義のある応募者が理由の説明を求める場合は、審査結果の通知の日か ら1週間以内に、書面をもって、建設局自転車政策推進室に疑義を申し立ててください。

(6) 受託候補者との協議及び契約の締結

受託候補者の企画提案書をもとに,受託候補者と協議の上で本市が契約書及び仕様書を作成し,これに基づき受託候補者と契約を行います。

ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かったものの順に協議を行い、契約相手方を決定します。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、企画提案書提出の日から契約締結日までの間に京都市競争入札取扱要綱 第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむをえない事情で契約に至らなかった場合

7 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とします。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)をもって契約金額とします。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び提案内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定します。ただし、提案内容は実現を確約したものと見なします。

(3) 契約期間

契約日の翌日から平成31年3月15日(金)まで

(4) 再委託の禁止

受託者は、原則、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただ し、本市が承認した場合はその限りではありません。

(5) 契約保証金

不要とします。

(6) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入します。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格 した成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払います。

(7) 進捗管理

本市は適宜,進捗状況について評価を行います。その結果,契約の目的を達成することができないと判断したときは,途中で契約を解除することができます。ただし,利用可能な成果物があるときは,対価を支払い本市が受領する場合があります。

(8) 留意事項

- ア 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たってください。
- イ 業務の進捗状況については、本市担当職員と協議しその指示に従ってください。
- ウ 本業務の実施により得られた成果は、京都市に帰属します。
- エ 本業務の実施に際しては、本市と受託者との協議によって事業内容の組み換えを行う可能性があります。
- オ 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従ってください。

(9) その他

- ア 事業の実施に当たっては、京都市と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとします。
- イ 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限ります。
- ウ その他,この要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項 の解釈に関する事項については、別途、京都市建設局自転車政策推進室が指示するところ によるものとします。